



令和7年度全国労働衛生週間が始まります

期 間：10月1日（水）～10月7日（火）
（準備期間：9月1日～9月30日）

スローガン：ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善などの意識を高めることを目的に昭和25年から始まり、今年で第76回を迎える運動です。

当会ではスローガンにも触れられているストレスチェックを今年度も実施します。
年に1回“心の健康診断”です。

回答時間は10分ほどになりますが、この10分を自分の心と向き合う時間にして
みてください。

個人の秘密は守られます。自分のためのチェックです。安心して回答してください。

秋の全国交通安全運動が実施されます

9月21日（日）～9月30日（火）

県下一斉街頭日：9月26日（金）

交通事故死ゼロを目指す日：9月30日（火）



歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進

秋の全国交通安全運動が実施されます。

この時期は日が短くなってきます。車だけでなく、自転車も早めにライト点灯を心掛けましょう。

また、特に夏の暑さが厳しく、疲れが出る頃です。「かもしれない」を心に念じ、運転に集中することを心掛けてください。



健康診断結果が大切です！



7月から健康診断が始まり、順次結果も届いてきています。
健康診断は事業者にとっては「実施しなければいけない」ものであり、働く人にとっては「受けなければいけない」という、双方に義務があるものです。それだけ大切なことなのですが、受けっぱなしになっている方もあるのではないのでしょうか。

健康診断は健康状態を知ることもちろん、

働く人 …… 今の生活（食事、運動、睡眠、労働等）で問題ないか
事業者 …… 今の働かせ方で問題がないか

も重要なチェックポイントです。

事業者には、健康診断実施後「医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少等の措置を講ずる」義務があります（労働安全衛生法第66条の5第1項）。

例えば健康診断といえばメタボリックシンドローム（通称メタボ）が気になる方も多いのではないかと思います。

メタボの判断要素は腹囲だけでなく、↓のような複合的なものです。



個人の生活習慣の問題だけという場合もあるかと思いますが、長時間労働や仕事のストレスからくる暴飲暴食がこのような状況を招いていることがあるかもしれません。また、血圧の高い状態で残業を続けると、悪化し脳出血などの重篤な事態を招くおそれがあります。

特に危険性が高い場合には、リスクが下がるまで残業を禁止するなどの措置をする可能性もあります。

このように事業主には、手遅れになる前に働き方の調整で事態の悪化を食い止める義務があります。

事業主としてできるチェックとして、当会でも健康診断の結果について産業医の意見をいただいています。

自分でできるチェックとしては、結果がお手元に届いたら以下を気にしてみましょう。

- 正常範囲内ではあるものの、年々悪化している数値はありませんか？
- 去年までは正常値内だったのに、今年になって外れているものはありませんか？
 - この1年間の生活を振り返ってみましょう。
- 要再検査、要精密検査を指示されている項目はありませんか？
 - 放置せず2次検査を受けましょう。